

平成25年度 第10回富士・東部地域医療連携協議会 会議録 概要

日 時 平成26年3月24日(月) 14:00～15:00

場 所 富士吉田合同庁舎 2階 大会議室

出席者 委員29名(うち代理7名)

事務局 医務課長ほか3名 富士・東部保健福祉事務所副所長ほか3名

【会長あいさつ】

富士北麓と富士・東部を中心として、大被害をもたらした大雪から早くも1ヶ月余が過ぎようとしています。そしてすでに西日本の方では桜の開花宣言がちらちらみられ、関東、山梨もここ一週間は20 前後と暖かくなり喜ばしく思っています。皆様におかれましては、大変忙しいところをお集まりいただき、心より感謝申し上げます。

早いものでこの富士・東部地域医療連携協議会が設置されて4年近くが経過し、本日は第10回目の協議会となります。これまで、地域医療再生計画に基づき、各種の事業が実施されてきたところですが、計画の事業実施期間も今年度末までとなりました。本日は、地域医療再生計画の取り組み状況や実施などについて説明を受けるとともに、今後の方針等について協議を行うこととしております。限られた時間ではありますが、委員の皆さんには活発なご意見いただき、実り多き会にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【議事】

(1) 各事業の取り組み状況と実績について

【事務局より説明】

医務課の山本と申します。お手元の資料に基づき、各事業の取り組み状況と実績について報告させていただく。会長の御挨拶にもあったとおり、平成22年度から4ヶ年にわたり各事業の取り組みを進めてきた。それぞれ事業の成果が出てきているが、前回、昨年11月以降に進捗が上がったものを中心に紹介する。

なお、通し番号で事業1からふるような形で、21の事業を掲載している。この順で説明させていただきます。

1、2 医療機能強化事業(がん診療体制整備、高度救急医療体制整備)

富士吉田市立病院のがん診療のための施設設備整備及びICUの画像による高度な救急医療体制を確保するための設備整備に対する助成である。1番右側の列に平成25年度実施分として、マンモグラフィーの整備を進めてきた。これについては、今年の5月末を目処に導入を進めているところであり、事業については一部繰り越しをさせていただく。

3、4 医療機能強化事業（周産期医療体制整備、心疾患治療体制整備）

山梨赤十字病院を中心に、NICU の設置による施設整備あるいは圏域内の心疾患の拠点としての施設設備の整備に対する助成を行うもの。平成 25 年度分として、超音波診断装置の導入を進めてきた。3 月末導入予定のため、本日までのところまだ導入を確認していないが、今年度中に導入をしていただくということを聞いている。

5 医療機能強化事業（高度救急医療体制整備）

富士吉田医師会を対象に救急医療体制を確保するための設備整備に対し助成を行ってきており、今年度、X 線 CT 車及びデジタル X 線撮影車の導入を進めているもの。X 線 CT 車についてはこの 3 月末に導入済みである。また、デジタル X 線撮影車については今年の 7 月末入予定。別紙で X 線 CT 車について細かく紹介させていただく。この事業は東部地域における一般的な入院医療体制を確保するとともに、医療圏全体で高度専門的な医療を提供するために医療機関の設備整備を行うもので、富士吉田医師会が事業主体となって X 線 CT 車（車両に CT が搭載されたもの）を整備するもの。床上が 312mm まで下がる寝台や、高性能の被ばく低減技術を用いた機器である。利用方法としては、大規模なインフラの機能停止を伴う甚大な災害が起こった場合、救急医療拠点にこの CT 検診車を配置し、負傷者のトリアージ等に活用していくほか、大容量電源車として救命救急医療機器に電源を供給する装置としても活用ができるものである。また、平常時は、地域住民の健康管理のため、富士吉田医師会だけでなく都留医師会や北都留医師会との間で共同利用を図っていただくこととしている。このため、都留医師会及び北都留医師会が利用する際は、技師や運転手の確保等について富士吉田医師会が中心となって都留医師会や北都留医師会と検討をしていただくという運びである。

6 大学との連携による医師確保事業

これは、大月市立中央病院が大学から医師の派遣を受けるために必要な経費に対し助成を行うもので、関連病院協定を締結されております東京女子医大から医師を受け入れるための経費である。今年度は、本日整形外科医が 1 名着任している。内科医については、この地域医療再生計画とは別枠の取り組みにより、4 月から医師を配置していただく予定と聞いている。

7、8 医療機能強化事業（救急医療体制整備、乳がん検診機器整備）

都留市立病院を中心に、脆弱な救急医療体制を強化するために必要な設備整備、及びがん診療連携拠点病院と連携し、がんの検診体制を充足させるための設備整備に対し助成を行うもの。今年度分の事業としましては、麻酔システム、移動型 X 線撮影装置を今月末までに導入する予定である。また、前回の協議会で御承認いただいた関節鏡手術機器等につきましては、今年の 6 月末を目処に導入を進めていただいているところ。

10 医療機能強化事業（循環器医療体制の整備）

平成23年度末までに事業は完了している。

11 医療機能強化事業（救急医療体制整備）

上野原市立病院の救急医療の設備整備に関する事業で、これについても平成23年度末までに事業は完了している。

12 医療機能強化事業（救急医療体制整備）

ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院を対象に、救急医療体制を強化するために必要な設備整備を進める事業である。今年度、CT及びMRI、X線骨密度測定装置等を導入していただいております、昨年11月にすでに導入済みである。

13 医療機能強化事業（救急医療体制整備）

大月市立中央病院を対象に、脆弱な救急医療体制を強化するために必要な設備整備のための事業で、今年度、人工呼吸器及びICUベッドの整備を進めており、今年6月末までに導入を行う予定である。

14 歯科救急拠点整備事業

これはすでに事業自体は終わっているが、昨年4月に都留市立中央病院の敷地内に富士・東部口腔保健センターをオープンし、救急の歯科診療や心身障害者(児)の歯科診療、摂食・嚥下指導を行っていただいているもの。昨年4月のオープンから今年2月までの10ヶ月間の受診者の実績については、休日救急歯科診療は延べ293人、一日あたり約4.6人ということになっており、整備計画4.5人であったためほぼ予定通りである。また、心身障害者(児)の歯科診療については、延べ232人ということで一日あたり約4.9人、これは計画の3.5人を1人以上上回っている状況である。また、計画に数字目標はないが摂食・嚥下指導数は延べ42人、一日あたり約3.8人の患者さんに指導させていただいている。今年度は歯科や医科の連携に向けたスキルアップ研修を実施していただいている。

15 在宅医療に対する設備整備事業

すでに整備は終了しているが、平成23年度にポータブル診療ユニットを2セット整備し、地域の歯科医師会員が在宅診療を行う際に活用いただいている。

16 在宅医療に対する設備整備事業

薬局の在宅診療への参入を促進するために、調剤薬局に対して無菌調剤を行えるクリーンベンチの整備を行うもの。富士五湖調剤薬局への整備はすでに終わっており、昨年7月から稼働し、今年2月末までに5名のがん患者に対応している。いずれも末期のがん患者を対象に、輸液あるいは麻薬を処方していただいているとのことである。

17 就業看護師研修センター設置事業

看護師の県内定着を図るため、県内の機関（山梨県立大学）において「認定看護師」の資格取得ができるような施設設備の整備を行うもの。これについては、平成 23 年度から緩和ケアの認定看護師の育成プログラムを実施しており、平成 26 年度からは緩和ケアに加え認知症看護を追加して、さらに認定看護師の要請を行うこととしている。平成 26 年度の予定としては、緩和ケアに 20 名、認知症看護に 30 名の定員で募集をする。

18 地域医療連携協議会設置事業

これは、当協議会を開催するための事務的な経費に使わせていただいているほか、今年度に初期救急の適正利用を図るため、今月 17 日から 31 日まで地元のケーブルテレビを使い CM を放送する事業を実施した。初期救急の適正利用を図る CM を作成して地域内のケーブルテレビで放映するとともに、DVD 等を作成し、普及啓発を行うものであり、富士・東部保健福祉事務所が事業主体となって CM を作成し、オンエアしている。放送局は、CATV 富士五湖ほか、北麓地域のケーブルテレビである。また DVD については、山梨赤十字病院ほか、地域の医療機関、消防本部、市町村等に配布する予定である。この他にも保健所からの貸し出しや、県ホームページでの公開も予定している。なお今回は、初期救急の適正利用を図るための検討会が設置されている北麓地域を対象に啓発事業を行っているが、東部地域についても、引き続き市町村広報誌やポスター配布等による啓発を行うとともに、地区の実情に合った効果的な広報の方法等について、関係機関で検討を進めていくこととしている。

19 患者情報共有システム整備事業

これは、前回の協議会でも報告させていただいたところであるが、富士・東部地域の 5 病院と富士吉田医師会の患者情報を iPad を活用して共有するシステムを開発し、昨年 9 月から試験運用を始めているものであり、システムの名称を富士・東部の頭文字をとって FT - Net（エフティーネット）と称している。これまでのところの運用状況を 9 ページにまとめている。これは、先ほどの説明のとおり、富士・東部地域の医療機関等が相互に患者情報を共有することにより地域の医療連携をスムーズにし、効率的な診療体制を確保するとともに、診療時における患者負担の軽減を図ることにより、医療の質の向上を目的としているものである。当初の予定どおり、今年 4 月から本格運用を開始する見込みである。

3 月 20 日現在の試験運用の状況について紹介させていただく。タブレット端末の配布台数は計 856 台、病院別の内訳は表のとおりで、うち参加医師数（末端ユーザー）にすでに配布されている端末が 407 台ということであるが、これは各医療施設内の規定整備を行った上で配布するというにしているために今のところまだ個々のユーザーにまで行き渡っていないということであり、月末までの間にそれぞれのユーザーに配布するとのことである。一方、情報を保存している患者さんの数は 12,167 人で、これはこの地

域の人口 20 万人に対して、約 6%強である。これからも各病院の御協力により、保存済みの患者さんのデータを増やしていくという取り組みになっている。

利用については、ログイン回数が延べ 695 回ということで、これも 1 月の状況に比べれば格段に利用が進んできている。実際、多くの方にタブレット端末が配布されてきているのは年が変わってから延べ 80 日間ぐらいの間であるため、695 件を 80 日間で除すると、1 日あたりの利用件数は 8.7 件程度ということで決して多くはないものの、11 月の状況に比べるとだいぶ利用が進んできている。

また、表のこれらの病院のほか、民間病院、歯科診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等にも声をかけ、タブレット端末の配布作業を進めている。合計 154 台をこの 3 月末までに追加配布することとしているため、合計 1,010 人の方がタブレット端末を利用し、患者情報を共有する形になっている。このことによって、より一層の医療連携、あるいは質の高い医療の提供ができると思う。

この事業の中では、患者情報システムのほかに、もうひとつ衛星携帯電話の整備を実施してきた。災害時における通信機能を図るために、医療機関や消防本部等へ衛星携帯電話を整備し、行政が 8 箇所、医療機関が 10 箇所、消防が 4 箇所というような形で整備を終えている。今回、2 月の大雪の際に、地上系の通信手段が途絶したような場合には、この衛星携帯電話が能力をフルに発揮すると考えていたが、今回の雪では地上系の通信手段が途絶することはなかったと聞いている。また、通常の携帯電話が輻輳により通話が困難になるという状況も見られなかったということであり、今回の大雪の際に衛星携帯電話が使われた局面というのはほとんどなかったと聞いている。

20 病院群の臨床研修システム整備事業

これは、山梨赤十字病院を基幹病院とした病院群による臨床研修プログラムを作成し、初期臨床研修医の募集を行った事業だが、平成 24、25 年度ともプログラムに工夫を重ねて、魅力ある研修内容となるよう進めていただいたが、マッチ者数は 0 ということで成果はあがっていない。

21 コメディカル育成支援事業

これは、看護師等の研修体制の整備に対し助成を行うもの。この事業の中で、看護師確保のための研修機器整備を 8 病院で実施していただいたが、これが昨年 11 月の協議会で承認された追加事業の成果になっており、この 3 月末までに必要な機器の整備が終わることとなっている。これについても、少し詳細に説明させていただきたい。この地域においても、看護師の不足状況が非常にあるということで、看護師等コメディカルの定着確保、並びにコメディカルのスキルアップによる医師の負担軽減、看護師等の研修体制を強化するために、研修機器等の整備を行っている。フィジカルアセスメントモデルは代表的な疾患を持つ患者の看護過程をあらかじめプログラミングした人型の模型を使って、看護師の臨床実践能力を向上させるものである。それから、採血・静注シミュレ

ータ、吸引シミュレータ、経管栄養シミュレータ、これもシミュレーション機器を整備させていただいている。また、お年寄り体験スーツ、これはお年寄りの疑似体験ができるもので、重りやゴーグルをつけ、耳栓をして老化による肉体的変化を体感していただいて、お年寄りに優しい看護を目指していただくものである。グリッターバグというのは、専用ローションにより洗い残しの部分が蛍光で光るような形で可視化され、手洗い教育を実践できる研修機器である。このほか、研修会のためのノートパソコンやプロジェクターを用意させていただいている。代表的な研修機器であります、フィジカルアセスメントモデルですが、これは富士北麓地区と東部地区に一体ずつ整備をし、各地域で合同研修会を開催していただき、看護師の実践能力向上を図るものである。このためフィジカルアセスメントモデルは、北麓地区では富士吉田市立病院、東部地区では都留市立病院に整備をさせていただいているが、他の医療機関にもオープンに利用をしていただく形となっている。また、各種のシミュレータは、各病院の教育担当者により新採用職員や中途採用看護職員の研修に幅広く活用していただくことになっている。

以上、21の事業をこれまで進めており、平成22年度から25年度末までの事業費の合計は、2,515,696千円（このうち15,696千円は基金を運用して得た運用費）である。これらについて、所定の各事業にあてさせていただくこととなっており、一部を繰り越し、繰越金額を入れた事業執行額との差金は0としている。

（2）今後の取り組み方針について

【事務局より説明】

引き続き資料に基づき3点お諮りしたい。

富士・東部地域医療連携協議会のあり方について

地域医療再生計画は今年度末をもって終了となる。また、協議会の委員、皆様についても今年度末をもって満了となるため、当富士・東部地域医療連携協議会は地域医療再生計画の推進に係る協議・調整を行うという初期の目的を達成したことにより、本年度末をもって廃止することとさせていただきたい。

継続事業の取り扱いについて

先程、実績報告した21事業のうち、ハード事業については既に事業が終了している。ソフト事業については基金による支援はなくなるものの、それで事業を終えてしまう訳にもなかなかいかないものがあるため、継続事業についてどのようにしていくかをお諮りしたい。

No.17 就業看護師研修センター設置事業

この事業については、緩和ケアと認知症看護を中心に引き続き山梨県立大学看護

実践開発研究センターで認定看護師の養成を行っていただき、この事業の成果をもって看護師の県内定着を図っていただきたい。

No.19 患者情報共有システム整備事業

この4月から本格運用となるFT - Netの事業の関係で、来年度以降、富士吉田医師会を事務局とする富士・東部地域患者情報共有システム運営協議会を組織していただき、自主的に運用・管理をしていただくことになっている。今後はさらなる医療情報共有化を推進することにより、効率的な医療提供体制を確保するとともに、診療時における患者負担の軽減を図っていただきたい。

No.20 病院群臨床研修システム整備事業

山梨赤十字病院を基幹病院とし、地域の5の病院が共同で初期臨床研修の受け皿となっていていただくための事業である。結果として24年度25年度のマッチ数は0となってしまうが、地域で臨床研修医の確保の必要性は変わらないと考えている。このため、富士・東部地域臨床研修病院群基本研修プログラムを活かし、山梨赤十字病院を中心に継続して取り組んでいただきたい。

No.21 コメディカル育成支援事業

これは看護師確保のための研修事業である。医療従事者が参加する合同研修等、幅広く使っていていただき、再生基金による研修等の経費に対する支援は今年度末をもって終了するものの、病院の医療従事者が参加する合同研修あるいは看護師の研修は医療従事者の技術向上や地域定着を図るうえで継続することが望ましいと考えている。このため、各病院における独自事業として継続して取り組んでいただきたい。

事業成果の評価・報告について

地域医療再生計画で事業を実施するというのが今年度末、あるいは継続事業については来年度中途まで行うものがあるが、事業の成果をモニタリングすることは今後も引き続き継続して検証・評価していく必要があると考えている。このため、地域医療連携協議会は今回をもって終了とさせていただくが、保健所の方で事務局を持っている別の枠組みの富士・東部地域保健医療推進委員会があり、この中の多くの方が属されているため、こちらで進捗状況・成果の報告をさせていただきたい。また当協議会の委員のうち、富士・東部地域保健医療推進委員会の委員ではない協議会の委員の方々には、個別に資料を配付させていただくとともに、県のHPにより広く周知を図りたいと考えている。

【質疑応答】

(議長)

今後の取り組みでNo.17・19・20・21のうち、いくつかの継続事業に関してかかる経費について、既に25億使い果たしているの、今後どのように捻出をしていくのか。

(事務局)

25 億円の地域医療体制基金について、初期の導入支援ということで助成をさせていただいたものであり、今後は巡航運転に入っていただく時期ということで、それぞれ事業主体の自主的な経費の捻出の中で事業を継続的に運用していただきたい。このため、今のところ追加の助成については財源もなく予定していない。

(議長)

了解した。

次に、富士・東部地域患者情報共有システム運営協議会ができるが、その経費・維持費は参加している各市町村単位か、それとも病院単位になるのか。

(事務局)

説明が不足しておりましたので補足します。患者情報共有システムいわゆる FT - Net については、富士吉田医師会が事務局となり、富士・東部地域患者情報共有システム運営協議会を作って、そこで自主的に運用・管理していただくことは既に説明したとおりであるが、この運営協議会に参加団体として名を連ねていただく各病院や診療所、看護関係の団体、調剤薬局それから介護関係の団体も参加していただくという風に考えており、1,000 ユーザーを超える方々にタブレット端末 iPad を配布することになっている。基本的に iPad の 1 端末あたり年間の運用経費としての負担金は年間 3,000 円であり、それほど大きな負担感なく御参加いただけるものと考えている。こういった中で年間の運用経費、保守料は捻出でき、追加の助成の手立てなく実行していける段階になっていると考えている。

(議長)

了解した。No.20 の方は特に日赤を中心に、No.21 もこれは先程のお話のように各病院、またはいくつかの病院が連携してやるということでそれぞれの病院でもつということで良いか。

また、この中には出ていないが、25 年度から取り組みを始めた歯科救急拠点整備事業の収支状況が全くわからない状況である。経営がプラスになっていけばいいが、これが赤字になるような場合、収支のことにに関して赤字だった場合にはどこが補填するのか。富士・東部口腔保健センターの経営に関してはどのように考えているのか教えていただきたい。

(事務局)

この部分につきましても説明が漏れていたため、補足します。都留市立病院の敷地内に設けられた富士・東部口腔保健センターは、山梨県歯科医師会が県からの委託により運用・管理をいただいているものであり、今具体的な損益のデータは持ち合わせていないが、収支は赤字になってしまっている。ここはどうしても赤字になってしまうため、その赤字分については、基本的に県からの委託金という形の中で埋めているという状況である。

(議長)

そうすると、今後も25億円を使ってしまったけれどもこのセンターに関しては、収支で赤字が出た場合には県の方で委託金としてそれを補填いただくということか。

(事務局)

そのとおり。赤字が出た分をまるまるでなく、算式に基づいて算定される金額になる。これは国中にある山梨口腔保健センターと同じ仕組みになっており、相当な委託金を県から委託先に関して支給させていただいているという状況で、これからも同じような運用をしていくことになっている。

(議長)

年間だいたいどの位か。

(事務局)

申し訳ないですが、今、正確な数字がありません。

(議長)

了解した。

(委員 A)

総括でお話をさせていただく。今回をもって終了ということですがけれども、25億円が国からきてそれを全て活用させてもらったことは大変高く評価をしたいと思います。この5年間で、富士・東部でまだまだこれから充実させていかなければならないこと、また必要なものがあると思う。そういったことを意見として吸収していただいているかどうか、その辺をお話いただきたい。

(事務局)

ありがとうございます。22年度から今年度まで4ヶ年に渡り医療救急体制の充実・強化を進めてきたところ、だいぶ成果もあがってきてこの地域の医療の体制が徐々にではあるが、進んできたという風に考えている。ただ、おっしゃるとおり、まだここで手綱を緩めてしまっていない段階ではないという風にも考えている。

このため、この地域に限らず、医師不足地域における医師の確保、看護師その他の医療従事者の確保、それから今回診療報酬でもかなり厚くみられている在宅医療の推進、今年の秋から医療機能の分化連携と申しまして、病状が急性期に大きく偏っているのを回復期や慢性期にシフトさせていこうという取り組みが法改正のもとに進められている。こういったことを支援するために、ご存じの方も多いと思いますけれども、この国会に医療介護総合確保推進法案という法案が提出されており、医療法・介護保険法はじめ12の法案が一

括して改訂される運びとなっている。まだ法案が通っておりませんので確定的なことはいえないが、この法案の中で新しい財政支援制度というものが打ち出されている。これは4月に消費税が5%から8%に引き上げられる、この消費税の増収分を充てることにより、地域の医療提供体制の充実をさらに図っていくための事業ということで、医療従事者の確保・育成、在宅医療の推進、病床機能の分化・連携、この3つの柱に26年度の場合904億円というのが全国で割り当てられている数字である。法改正にしたがってこれらの事務が進められることになると思うが、こういった機会をうまく活用するなかで、この地域の医療提供体制の充実強化をさらに図っていくという方向になるのではないかと考えている。

(委員 A)

すいません。私から要望ですが、国会で法が成立しますとまた色々補助金や助成等の割り当てが来ると思うので、皆さんが努力して1円でも多く確保していただき、この地域の地域医療の充実発展をお願いしたい。まだまだ地域とすれば産科がちょっと足りないとか、機械がまだ不足しているとかあると思うが、そういった地域の声をしっかり現場の声をしっかり吸い上げて、さらに地域医療の充実を皆さんが先頭に立って是非お願いしたいと。

我々も力の限り後押し、一緒にやっていきたいと思うので、お互い連携を密にとって、しっかり東部医療の充実を図ってまいりたいと思っている。要望としてお願いをしていくので、良いアイデアをたくさん書いていただくようお願いしたい。ありがとうございます。

(議長)

4年間、25億円でこの富士・東部の医療というのはかなりハード面を中心にレベルアップしてきたと、こんな風に思っている。

また今事務局の方からお話しがありましたように、一括法案が上程され、細かい内容までは十分まだ把握しきれませんが、私がみてもまだまだ不十分、特に介護部分、在宅医療部分に対しては非常に不足していると感じるため、その辺が今後大きな課題になってくるのではないかと思う。引き続き今度は富士・東部地域保健医療推進委員会の方で検討していただければありがたいと思う。